

これまでの専門委員会での 各委員からの主なご意見

令和元年（2019年）7月4日

これまでの専門委員会での各委員からの主なご意見①

【総論】

- ヨーロッパなどの例を見ても、幼児教育無償化は、次世代の健やかな育ちを支えるために行うものであり、量ではなく、質こそが重要。
- 子ども・子育て支援新制度の施行から日本の保育は変わったと思っている。ベビーシッターも保育の特性としていいものもある。
- 質をあげていくときに、現場で動いている現状、利用者が便益を受けている現状とあまり乖離しても適当ではない。
- 長時間、毎日のように利用する場合、ベビーシッターが入れ替わるのは愛着関係や安定した生活という面でも問題ではないか。決まったメンバーが連携をとりながら、保護者との信頼関係も結びながら保育することが重要。東京都の取組のように、決まった保育者でチームを組んで保育するなどの工夫が必要。
- 事業者も圧倒的に多く、取組も必要で、実際に取り組まれている東京都の取組が非常に参考になる。チームによる保育は望ましいが、感覚的にはちょっと難しいのではないかという気がする。
- 長時間の保育の場合、チームでの保育の必要性は高いのではないか。ただし、個人のベビーシッターの集合体でうまくできるのか。個人のベビーシッターの場合は、マッチングサイトの事業者がそのようなシステムをつくるなどの工夫が必要。
- 認可の居宅訪問型保育の対象が原則3歳未満であり、認可外の居宅訪問型保育の基準も3歳未満児を想定しているように思えるが、実際には3歳以上児も小学校に通う児童も利用する。3歳未満に限る必要はない。また、兄弟利用についても整理が必要。
- 通常、ベビーシッターは臨時的・一時的に利用されているが、無償化の対象になるということは、1日10時間なりの保育を毎日実施することになるわけなので、通常のベビーシッターの預かりとは違うことに注意が必要。
- 特に配慮が必要な子どもの利用について、どういう配慮が必要か、検討が必要。
- 無償化の上限額を勘案すると、フルタイムでベビーシッターの利用は難しく、ある程度自己負担が必要。無償化の範囲内で何とかしようとすると、より時間単価の安いマッチングサイトを利用するベビーシッターやファミリーサポートセンターなどのサービスに流れるのではないか。
- 無償化の対象となるベビーシッターについては、保護者に評価してもらう仕組みも考えられるのではないか。
- トラブルがあった場合、保護者等の訴えを聞いて、子どもの視点から保育の適正性を確認する体制が必要ではないか。
- 苦情窓口について、個人の場合にどこが受けるのか、検討が必要。保護者から情報を集められる仕組みも必要ではないか。
- 個人のベビーシッターをサポートするところが必要。事業者であれば、個人で判断せず、コーディネーター等に相談できるが、個人はそういうことができず、不安に感じる。
- 単に相性がいいとか、保護者に気に入られるとかではなく、保育の質の担保が必要。
- 厚生労働省が示している、ベビーシッターを利用するときの留意点を見直して、無償化の観点から必要な内容を盛り込むべき。
- 3歳未満児の低所得者が必要もないのに事業者から勧誘されてベビーシッターを利用するといったことが起こらないか。ある程度、使い方で縛れないか。

これまでの専門委員会での各委員からの主なご意見②

【研修①】

- 研修がポイントになる。その際、東京都の例が参考になる。他の研修で代替できるという点も非常に整理されており、議論の土台になる。
- 個人のベビーシッターの質の担保を誰が保証するのか。研修への参加をどのようにして呼びかけ、促すのか。ベビーシッターの需要が大都市部に集中している中、事業者が少ない又は存在しない地方のベビーシッターの研修の機会をどのように提供するのか。
- ベビーシッターは自分ひとりで全部を判断しなければならないので、研修は極めて重要。受りたい人が研修を受けられる機会を提供すること、受けやすくする工夫が必要。
- 子育て支援員の研修と居宅訪問型保育の研修は重なる部分もあるのではないかと。全ての講義を受けなくても、免除などできないか。
- 事業者ごとの自社研修の内容の統一感をどう確保するか。最低限必要な基準はあるのではないかと。また、体力のある企業であれば、研修受講済みであることを売りにできるのではないかと。ただし、個人のベビーシッターが研修受講の基準をクリアできるかは課題。
- 民間の事業者の研修の内容をどのように確認するのか。
- 研修の数が足りるなら、研修は限定していいのではないかと。幅広く認めるのであれば、国の責任で審査したり、不適切な事業者に指導したりできないといけないのではないかと。
- 良質な事業者の努力は無にすべきではない。厚生労働省が工程を示し、自治体が認めるということでもいいのではないかと。
- 研修はある程度増やす必要があり、行政だけでは必ずしも十分ではない可能性がある。その際、どういう事業者を認めるか、基準やルールはしっかり考える必要がある。自治体ごとに判断が変わるといようなことはないようにしなければいけない。
- 会社に所属しているか、個人で運営しているかで、研修受講の機会も大きく異なることをどう考えるか。
- 子育て支援員研修受講者はもちろん、保育士でも、居宅訪問型保育の内容について何か1科目でもコンパクトに学んだ方がいい。
- プラスアルファの研修を自治体で用意するための時間が必要。
- 研修で一番難しいのは補足研修であり、まずこの部分をe-ラーニングなりDVDなりであまり日数のかからない内容でつくって、全国に普及できないか。
- 分散で講義が聞けたり、単科で聞けたりすると、組み合わせで受講が可能になり、まとまった時間を確保できなくても受講が進むのではないかと。インターネットを使ったものもあるのではないかと。その場合、レポートの提出を求めるなど、質の担保は必要。
- 小さい自治体が共同で研修を実施したり、都道府県単位で実施したりできないか。
- 東京で行う研修をライブ配信し、他の地域でも、集まって、ディスカッションや演習などもできる形で研修ができないか。試行段階であるが検討している。
- 研修ではグループワークなりで、人となりがわかることが必要。
- 人物面接による判定のある研修構造にすべきではないか。
- 面談するのであれば、自治体で確認する仕組みが必要。研修受講だけでは判断できない。
- 面接は難しい。認定ベビーシッターの資格導入の際、面接や実技が必要ではないか、という点を議論したが、判断基準が非常に難しく導入しなかった経緯がある。

これまでの専門委員会での各委員からの主なご意見③

【研修②】

- 全国保育サービス協会の認定ベビーシッターの資格取得指定校で、社会人の聴講を受け入れるといったことも考えられる。
- 自社研修を認める場合、当該研修の修了証のようなものについて、基本的なフォーマットを決めて同内容が書かれることを徹底することが必要。自社研修を受けた会社をやめた場合や転居した場合など、修了証の有効性の担保が必要。
- 法人に登録等されているベビーシッターの個人単位の研修修了状況を継続的に把握できる仕組みがあるといい。
- 自社研修については、研修の内容だけでなく、研修を組み立てた考え方や、面談を行っているか、法人として現場で働くベビーシッターをどのようにサポートしているかも確認すべきではないか。
- 八王子市の開示情報を見ると研修がほとんど受講されていない。研修受講をしっかりと推奨していくことが必要。
- 不適切なベビーシッターを実技研修などで判断し、不合格とすることができないか。登録後も不適格性が明らかになった場合、登録を抹消することが必要。

【情報開示】

- ベビーシッターが何人いて、保育士資格保有者が何人、研修受講者が何%といった情報を開示することが必要。個人については、行政に届出がなされ、行政が研修受講状況を確認すればいいのではないか。
- 研修の区分ごとに研修受講状況を開示する仕組みにし、自治体でも確認すべき。
- 個人のベビーシッターの情報について、開示してもいいという人の情報開示であれば、今後は仕組みを考えられるのではないか。
- 無償化の条件として個人のベビーシッターの情報を開示させることはあるかもしれないが、一般的に個人のベビーシッター全員に情報を開示させるのは難しいのではないか。また、同意する者のみ開示ということも考え方の整理が必要ではないか。
- 個人のベビーシッターを含め、研修受講状況等を公表することが必要。自治体ごとの仕組みではなく、ベビーシッターの登録データベースなど、国で構築し、地方自治体がそれを利用することはできないか。地方自治体の事務のあり方も踏まえた検討が必要ではないか。
- 登録番号で公表する仕組みにすれば、地方自治体・利用者が活用できる。
- 監査とも関連して、利用者がいかに選ぶかというところを手厚く支援できないか。例えば、情報開示の推奨項目を決め、この項目を開示していない事業者は選択しないといった判断ができるようにできないか。
- 保護者が自ら保育内容を確認し、判断することが必要。「ベビーシッターを選ぶときの留意点」の見直しと普及が非常に重要。
- 八王子市のような個人のベビーシッターの情報開示は大事な点。基礎的な情報、URL、できれば実績などがわかれば安心につながる。保護者が見て安心できる必要最低限の情報があればいいのではないか。
- ベビーシッターの登録システムを国の責任で全国的なデータベースとして構築すべき。法人に登録等されているベビーシッターも個人単位で登録させるべき。登録情報は登録番号で表示すればいい。

これまでの専門委員会での各委員からの主なご意見④

【監査】

- 指導監督基準については、居宅訪問型保育の現在の基準は、施設型を少し変更したような内容であり、指導しづらい面がある。個人宅、利用者の自宅への現地に行き見に行くことも難しい。
- 散歩への同行や保護者の同意を得た上での自宅巡回などを、都道府県が市町村と連携して進めるということは可能か。
- 利用者宅への立入調査はいい面もあるが、プライバシーの問題や権力の行きすぎた行使にならないかなど、現状を踏まえてバランスをどう取っていくかが検討課題ではないか。
- 利用者宅への立入調査は利用者の承諾が必要になるが、多くの場合、利用者は承諾するのではないか。公立保育園の元園長が巡回してくれるということであれば、ぜひお願いしますと思う。利用者の希望を原則として、立入調査又は巡回指導などを実施していくことが望ましいと考える。
- 法人の場合、特定のベビーシッターの保育実態を自宅巡回などで見て、法人の適否を判断することは適当ではないのではないか。
- 無償化されるなら公的な事業であり、利用条件として、監査のために利用者の自宅に訪問することもありえるのではないか。
- 個人のベビーシッターについて、基準の適合性を誰が管理・監督するのか。地方自治体ですべてできるのか。
- 監査が入ると見方が変わる。個人のベビーシッターの監査をどうするか。
- 監査は数の問題になる。具体的に実効性のある内容でないと行政が困ることになる。
- 個人のベビーシッターの自宅に行く必要性もないので、行政に来てもらって、集団で監査し、その延長で監査するといった効率的な手法を認めてほしい。
- 個人のベビーシッターには行政に来てもらって、監査をするというのはいいのではないか。保育従事者に誰かに会ってほしいという意味でも行政が関わることは有効。頻度も年1回にできるのではないか。また、ベビーシッター事業者もきちんと監査することが必要。
- ベビーシッターが利用者宅に行く際に所持する項目を整理し、常に記録等もできるようにすれば、監査で確認できるのではないか。
- 巡回支援指導との連携で市町村には利用者宅に訪問して巡回指導をしてほしい。そこで何かあれば監査とも連携し、市町村と都道府県でチェックしてほしい。
- 保護者が何か言ってきたときには必ず調べるルールをつくってほしい。特に利用者の相談窓口もはっきりわかるようにしてほしい。
- 認可も含め、保育施設の指導監督で都道府県と市町村が連携することは非常に重要。住民からの意見・苦情も市町村に集まるが多く、市町村で状況を確認した上で、都道府県が権限を持って指導監督するといった役割分担も必要。現状は市町村に指導監督権限はないので、今後は無償化の関係で市町村による一定の関与が必要という認識を新たに持つてもらうことが重要。
- 都道府県と市町村の連携という点では、一番機動的に動けるのは市町村。もっとしっかりと市町村が情報を把握できて、連携が取れる体制を取っていくためには、財政的な支援や、場合によっては、人員も必要になると思う。
- ベビーシッターに関する疑問や相談は、都道府県や市町村に問合せができるようにすることが必要。相談内容を監査や巡回支援指導に活用するべき。相談が市町村に来ることが予測される。都道府県と市町村が情報を共有し、連携することが重要。

【その他】

- 兄弟がいる場合の対応について整理することが必要。
- ファミリーサポートセンター事業についても、安全（質）の公平性が保証されるべき。統一した研修カリキュラムの設定、受講の義務付け、都道府県への届出義務化と立入調査、公的な無過失保険の適用、指導監督基準の策定を検討すべき。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員に対する救命救急講習等は最初に1回受けるだけでなく、毎年積み重ねるような現任研修のような仕組みが必要。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員確保も必要であり、スポット的な利用が多いことから注力すべきは事故防止と救急救命。
- ファミリー・サポート・センター事業は気軽に利用してもらうことが前提。低額の料金で行われているサービスであり、それを理解しながら、どう適切に利用するか、親の意識も非常に大事。